

子育て

「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の更新手続き

昨年度から、ひとり親家庭医療費受給資格者証の有効期間が「11月1日～翌年10月31日」に変更となっています。現在お持ちの受給者証は10月31日で期限が切れます。11月以降の新しい受給者証をお渡しするので、次のものをお持ちの上、更新手続きにお越しください。

なお、該当される方には事前に案内と申請用紙をお送りします。

- 更新手続きに必要なもの／①申請書 ②加入している健康保険証（対象者全員分）③現在お持ちの受給者証（対象者全員分）④印鑑 ⑤本人確認書類（免許証など）

問 住民課（吉備庁舎）

小児インフルエンザ
予防接種に助成

●接種期間／10月1日（木）～令和3年（2021年）1月31日（日）

●対象者／有田川町に住民登録されている方で、令和3年1月31日時点で生後1歳以上であり、令和3年3月31日（今年度末）時点で16歳未満の子ども

●助成回数

・今年度末に13歳未満の子ども／1人に対し2回まで
・今年度末に13歳以上16歳未満の子ども／1人に対し1回まで

●助成額／1回あたり3000円を上限度とします

※接種費用が上限額を下回る場合は、その額を助成額とします

●助成を受けるには／9月下旬に町から対象者に案内を郵送しています。予防接種実施機関に予約し、町が発行した書類（申請委任状など）をお持ちになって接種を受けてください。

※転入などの関係で案内が届いていない場合はご相談ください。

問 健康推進課（金屋庁舎）・清水行
政局住民福祉室

健康

高齢者インフルエンザ
予防接種に助成

●接種期間／10月1日（木）～令和3年（2021年）1月31日（日）

●対象者

①予防接種日時点で有田川町に住民登録されている65歳以上の方

②予防接種日時点で有田川町に住民登録されている60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活が極度に制限される方、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方（おおむね、身体障害者障害程度等級1級に相当）

●接種費用／無料（インフルエンザ予防接種費用助成券の使用ができた場合）

※新型コロナウイルス感染症対策事業として、高齢者インフルエンザ予防接種費用の自己負担額1300円を今年度に限り助成します。

※助成券を使用できなかった場合、現金でのお支払いをお願いします。病院で自己負担額1300円の全額を支払い、領収書・印鑑・振込希望の通帳などの写しをお持ちの上、住民課（吉備庁舎）・健康推進課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室へ事前にご連絡ください。

健康推進課（金屋庁舎）・清水行
政局住民福祉室へ助成金の申請にお
越しください。申請期限は令和3
年（2021年）3月31日です。

●インフルエンザ予防接種費用助成
券の受け取り

・令和2年（2020年）12月末
までに65歳の誕生日を迎えている
方（対象者①の方）／助成券と予
診票を郵送します

・令和3年（2021年）1月に
65歳の誕生日を迎える方（対象者
①の方）と、対象者②の方／事前
にご連絡いただければ助成券と予
診票を郵送します

●接種を受けるには／助成券・予診
票・本人確認書類（運転免許証な
どの現住所を確認できるもの）、
保険証、現金（助成券が使用でき
ないことがあった場合に備えて）
をお持ちの上、実施希望医療機関
で受けてください。

※接種回数は1回です。

※和歌山県内の医療機関で接種する
場合は、医療機関に直接予約して
接種してください。県外で接種す
る場合は、健康推進課または清水
行政局住民福祉室へ事前にご連絡
ください。

問 健康推進課（金屋庁舎）・清水行
政局住民福祉室